

福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定 (土木工事) 募集要領

「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定(土木工事)」(以下、「基本協定」という。)について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定
(土木工事)
- (2) 実施区域 福山河川国道事務所管内における下記の箇所。(別図-1 参照)
 - 【河川関係】①芦田川地区
 - 【道路関係】①福山地区(福山市内)
 - ②尾道・三原地区(尾道市内及び三原市内)※不測の事態が生じた場合は、上記実施区域以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動内容 福山河川国道事務所所管施設において災害が発生又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有する建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施する。
- (4) 協定期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和 7・8 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。申請をおこなっていること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成21年度以降に元請けとして完成（令和6年度完了予定も対象に含む）した、工事の施工実績があること。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
- 上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 広島県の備後地方生活圏に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 必要に応じてヒアリング等を実施します。

4. 担当部局

〒720-0031 広島県福山市三吉町4丁目4-13

国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 道路管理課 管理第二係長

TEL 084-923-2553 内線432

5. 募集要領の配布

募集要領は、以下のとおり配布します。

- ①配布期間：令和7年2月14日（金）から令和7年3月6日（木）ま

での休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

②配布場所：4. に同じ。

なお、福山河川国道事務所ホームページでの入手可能。

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定応募資格確認申請書【別記様式1】

②一般競争参加資格認定通知書又は申請書の写し。

③過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤災害応急対策担当区域図【別図－1】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図－1の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑥担当区域希望調査票【別紙－1】

※希望する希望順位で記載願います。

※各区域への希望の状況により、担当区域を調整させていただく場合があります。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：令和7年2月14日（金）から令和7年3月6日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。メールでも可
電子メール送付アドレス：fukuyama-gyomu@cgr.mlit.go.jp

②受領期間：令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）

までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和7年2月28日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。